

○宇都宮市青少年活動センター条例

昭和 61 年 3 月 22 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 青少年の健全育成，自主的活動及び交流の促進を図るため，青少年活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称 宇都宮市青少年活動センター

位置 宇都宮市今泉町 3007 番地

(事業)

第 3 条 センターにおいて行う事業は，次のとおりとする。

- (1) 青少年のための講座，講演会及び研修会の開催に関する事。
- (2) 青少年及び青少年団体に対する活動の場の提供に関する事。
- (3) 青少年の交流の促進に関する事。
- (4) 青少年育成のための指導者の養成に関する事。
- (5) 青少年団体に対する支援に関する事。
- (6) その他センターの目的を達成するため必要な事業

(使用者の範囲)

第 4 条 センターを使用することができる者は，次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し，勤務し，又は在学する 35 歳未満の者
- (2) 青少年の健全育成を目的に活動する団体又は青少年団体であつて，市内に主たる事務所又は活動のための場所を有するもの
- (3) その他市長が適当と認める者

2 市長は，センターの管理運営上支障がないと認めるときは，前項の規定にかかわらず，同項に規定する者以外の者にセンターを使用させることができる。

(使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。

2 市長は，センターの管理上必要があると認めるときは，前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第 6 条 市長は，センターの使用が次の各号の一に該当するときは，その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 施設又は附属設備をき損し，又は汚損するおそれのあるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないとき。

(使用料)

第7条 センターの使用許可を受けた者が第4条第2項に規定される者である場合において、当該使用者は、使用料を納付しなければならない。この場合において、附属設備を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

3 第1項の使用料は、第5条第1項の許可を受ける際に納付しなければならない。

4 センターの使用許可を受けた者が温水のシャワーを使用するときは、1機1回につき100円を当該シャワーを使用する際に納付しなければならない。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第8条 使用者は、センターの使用に当たつて、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、センターの使用を制限し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあつても、市は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。

(2) 第6条の規定に該当するとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年4月20日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成4年3月24日条例第17号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月22日条例第36号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月19日条例第36号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 27 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に次項の規定による改正前の宇都宮市女性青少年センター条例(昭和 61 年条例第 4 号)第 6 条第 1 項の規定により受けた女性の自立、社会参加及び自主的活動の促進に係る宇都宮市女性青少年センターの使用許可は、第 5 条第 1 項の規定によるセンターの使用許可とみなす。

附 則(平成 15 年 12 月 19 日条例第 38 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 37 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 8 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 11 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日条例第 53 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(宇都宮市勤労青少年ホーム条例の廃止)

- 2 宇都宮市勤労青少年ホーム条例(昭和 43 年条例第 46 号)は、廃止する。

別表第 1(第 7 条関係)

施設名			金額		
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
体育館	アリーナ	全面使用	1,890 円	2,520 円	2,520 円
		半面使用	940 円	1,260 円	1,260 円
		6 分の 1 面使用	310 円	420 円	420 円
	控室		260 円	360 円	360 円
	トレーニング室		1 人につき 130 円	1 人につき 170 円	1 人につき 170 円
講堂			1,980 円	2,640 円	2,640 円
料理室			840 円	1,120 円	1,120 円
和室			780 円	1,040 円	1,040 円
講習室 A			1,080 円	1,440 円	1,440 円
講習室 B			540 円	720 円	720 円
音楽室			630 円	840 円	840 円
テニスコート			730 円	940 円	940 円
活動室			450 円	600 円	600 円

別表第 2(第 7 条関係)

附属設備名	金額
ピアノ	1 台につき 210 円
映写スクリーン	1 台につき 100 円
調理台	1 台につき 100 円
オープンレンジ	1 台につき 100 円
炊飯器	1 台につき 100 円

備考 金額は、別表第 1 に規定する一の使用時間当たりのものとする。